

発災時の応急仮設住宅の供給について

論 点

住宅が再建できるまでの応急的・一時的住まいとして重要である
応急仮設住宅の供給の考え方について

- ・コミュニティや要配慮者等への配慮の視点は十分か ⇒(2(1)~(7))
- ・災害時のペット救護など、その他の配慮について ⇒(2(8))

1 応急仮設住宅の概要

横浜市防災計画 震災対策編（平成27年2月）（抜粋）

○建設による応急仮設住宅

(1) 建築計画

建物配置は、駐車区画も含め、敷地形状に応じて効果的に建設する。
また、入居者の生活環境や、コミュニティに配慮した住宅構造・形式（住棟の向かい合わせ、だんらんスペースや浴室等の共同利用施設設置など）に配慮する。

(2) 規格、費用等

- ア 規格：一戸当たり平均29.7㎡（9坪，2DK）を標準（全体平均値でよい）とする。
- イ 限度額：県の定める基準による。（253万円以内（内閣府告示））
- ウ 特別基準：特別な事情により基準面積、限度額を大臣協議で引き上げ可能
- エ 着工開始：災害発生の日から20日以内
- オ 供与期間：最高2年以内
- カ その他：高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅を設置する。

(3) 用地の確保

- 建設用地として一定規模以上の公園のほか、国有地、市保有土地などから、可能な限り次の要件を満たす用地を確保する。
- ア 効率的に建設するために、小規模用地より大規模用地を優先すること。
- イ 駅からの距離が、徒歩又はバス便の利用で20分以内であること。
- ウ ライフライン施設が整備されていること。
- エ 十分な道路幅員（4～6m程度）が確保されていること。
- オ 用地が平坦であること。
- カ 商店や医療施設等の生活利便施設が利用できること。
- キ 崖崩れ、津波等の二次災害の影響がないこと。



2 供給の考え方（配慮の視点）

(1) コミュニティ施設、交通の確保

- 集会室、談話室、ベンチ、あずまや等のコミュニティ施設の設置
- 応急仮設住宅団地内もしくは近傍への、商業施設、診療所等の生活利便施設の設置
- 応急仮設住宅団地の立地が不便な場所にならざるを得ない場合、バス路線の整備・情報提供等の対応

(3) 福祉仮設住宅の建設

- 段差解消のためのスロープや生活援助員を設置するなど、在宅サービスを利用しやすい構造および設備を有し、日常の生活上、特別な配慮を要する複数の者が入居する福祉仮設住宅の建設



東日本大震災における福祉仮設住宅の事例

(5) 配置計画の工夫

- 高齢者等の孤立防止、入居者同士の交流の促進、コミュニティ形成の観点から、応急仮設住宅地の配置計画上の工夫
- 玄関の向かい合わせ配置、掃き出し窓への濡れ縁設置



玄関を向かい合わせにした住宅

縁台やベンチの設置

(7) 設備等

- 適切な台数のエアコン設置
- 浴室、洗面、台所の3点給湯、浴室の追い焚き付き機能
- 日よけ、緑のカーテンなど、暑さ対策の付加的な措置
- 火災報知器、AED（自動対外式除細動器）、外灯等の設置



エアコン・給湯等の設備が完備された住宅



緑のカーテン

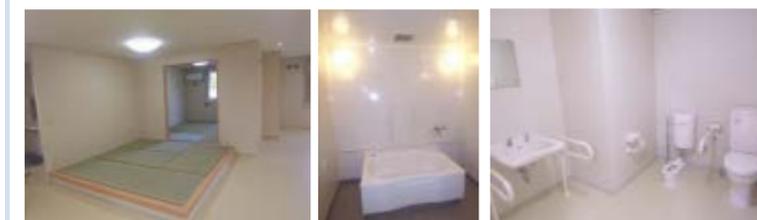
(2) コミュニティ等に配慮した入居管理

- 高齢者・障害者等の個々の世帯の必要度に応じた入居決定（機械的な抽選等による入居決定は行わない）
- 従前コミュニティ単位での入居募集



(4) サポート施設の建設

- 高齢者・障害者等に配慮し、一定規模以上の応急仮設住宅地には、地域拠点としてサポート拠点を整備
(例)総合相談、デイサービス、訪問介護・看護・診療、生活支援サービス・ボランティア等の活動拠点、高齢者や子ども達が集う地域交流スペース など



東日本大震災におけるサポートセンターの事例

(6) バリアフリー対応等

- 扉の開き方（引き戸または片開き）や玄関扉等の幅への配慮、玄関・トイレ・浴室等の手すりの設置
- トイレ・浴室等の出入り口の段差解消
- 敷地通路のアスファルト舗装、出入り口のスロープ設置



玄関内外の手すり

トイレの手すり

住戸前の舗装、スロープの設置

(8) その他

- ペットと一緒に避難する同行避難されている被災者の応急仮設住宅への受け入れ等の対応について



飼育者と非飼育者で居住区域を区分した応急仮設住宅(※)



仮設住宅に近接して設置されたペット飼育用施設(※)